

令和4年度 第4回 岐阜県内水面漁場管理委員会 議事録

1. 開催日時

令和5年3月17日(金) 13:30~15:00

2. 開催場所

県庁17階 1701会議室

3. 出席者

委員の定数 13名

出席委員 13名

4. 議題

議第9号 遊漁規則の一部変更について(諮問)

議第10号 漁業法改正にかかる委員会指示の一部改正について

議第11号 コイヘルペスウイルス病蔓延防止対策に係る委員会指示について

議第12号 ニホンウナギ資源の保護に係る委員会指示について

議第13号 揖斐川上流部における採捕禁止に係る委員会指示の適用除外について

議第14号 制限漁法の統数指示の一部修正について

議第15号 漁場計画について(諮問)

議第16号 公聴会の手続規定の一部改正について

議第17号 公聴会の開催について

協議第8号 増殖指針の一部修正について

報告事項 委員会指示におけるしじみ漁の漁獲報告について

その他

5. 議事の経過

別添のとおり

会 議 録

発 言 者	発言内容
開 会	
事 務 局	本委員会定数13名中13名の出席であり、岐阜県内水面漁場管理委員会事務規定第6条で定める「過半数の出席」を満たしていることを報告。
会 長	議事録署名者を依頼。
議第9号 遊漁規則の一部変更について（諮問）	
事 務 局	<p>漁業法第170条第4項に基づき岐阜県知事から内水面漁場管理委員会に諮問されたもの。遊漁規則の変更については、漁業法第170条第5項の規定により、「遊漁を不当に制限するものでないこと。」及び「遊漁料金の額が増殖及び管理の費用に比して妥当なものであること。」が認可要件。</p> <p>申請漁業協同組合は、郡上、宮川、丹生川漁協の3漁業協同組合</p> <p>○各漁協の変更内容</p> <p>内共第17号 郡上漁協</p> <p>【変更内容】 特定釣り漁場の廃止及び新規開設するもの</p> <p>【変更理由】 管理の委託引き受け先がない特定釣り漁場を廃止し、魚釣りの普及と地域の観光振興及び産業振興のため特定釣り漁場を新設</p> <p>【妥当性】 行使規則も同様に変更することとしており、遊漁を不当に制限するものではなく、遊漁者の利便性を高める取り組みである</p> <p>内共第38号及び41号 宮川漁協</p> <p>【変更内容】 あゆ採捕において、リールの使用を禁止するもの</p> <p>【変更理由】 リールを用いたあゆ釣り与其他の漁法とのトラブルを未然に防ぐため</p> <p>【妥当性】 行使規則も同様に変更することとしており、遊漁を不当に制限するものではなく、遊漁者の利便性を高める取り組みである</p> <p>内共第42号及び43号 丹生川漁協</p> <p>【変更内容】</p>

	<p>あゆ採捕において、リールの使用を認めるもの</p> <p>【変更理由】 遊漁者の利便性を高め、若者をはじめとする遊漁者の増大を図るため</p> <p>【妥当性】 行使規則も同様に変更することとしており、遊漁を不当に制限するものではなく、遊漁者の利便性を高める取り組みである</p>
「意見及び異議なし」で答申することを決定	
議第10号 漁業法改正にかかる委員会指示の一部改正について	
事務局	<p>内水面漁場管理委員会の委員会指示のうち、現在指示されているものには旧漁業法で規定されたものが含まれており、漁業法改正により発生した条項のずれを解消して修正するもの。</p> <p>昭和27年に指示された、「かじか卵の採捕禁止」、平成15年に指示された「揖斐川上流部の水産動物の採捕禁止」、平成27年に指示された「ブラウントラウトの持ち出し禁止」の3件が該当。第六十七条第一項及び第百三十条第四項を第121条第1項及び第171条第4項に変更するもの。また、漁業法の改正により公示方法にインターネット等の利用が可能となったことから、これまで県公報に掲載するため「告示」としていたものをすべて「公示」に改め、併せて、「告示第〇号」としていたものを「公示」に改める。この改正に伴い、これまでの指示を廃止することを明示。</p>
原案のとおり変更することを可決	
議第11号 コイヘルペスウイルス病蔓延防止対策に係る委員会指示について	
事務局	<p>県内におけるコイヘルペスウイルス病の発生状況は平成28年を最後に、公共用水面での発生はない。令和元年に個人池での発生例が2件あるがその後の発生はない。県内の多くの水域において既発生水域となっている。</p> <p>委員会指示の内容は、既発生水域からの生きたコイの持ち出しの禁止、検査で陰性が確認されたコイでなければ放流してはならないとするもの。指示の期間は令和5年3月17日から令和7年3月31日までの約2年間。</p>
原案のとおり可決	
議第12号 ニホンウナギ資源の保護に係る委員会指示について	

事 務 局	<p>本議案は、「ニホンウナギ資源の保護に係る委員会指示について」の指示期間が令和5年3月31日に満了することに伴い、再指示をするもの。ニホンウナギ資源は長期的に減少し、持続的利用を図るため資源管理の取組強化が求められており、岐阜県における下りウナギの保護対策の取組として、ウナギの採捕禁止に係る委員会指示を行うもの。全国での取り組み状況として、11の県で委員会指示による規制、10の県で行使規則・遊漁規則による規制が実施。指示期間は2年間とし、令和5年4月1日から令和7年3月31日までのうち、令和5年10月1日から令和6年3月31日まで及び同年10月1日から令和7年3月31日の間は、全長30センチメートルを超えるニホンウナギを採捕してはならないとするもの。</p>
原案のとおり可決	
議第13号 揖斐川上流部における採捕禁止に係る委員会指示の適用除外について	
事 務 局	<p>揖斐川上流部における水産動物の採捕禁止の委員会指示について、水産資源の繁殖保護に資する調査研究のため徳山ダム管理所長、摂南大学農学部応用生物科学科長、県環境生活政策課より申請があり、その是非について審議するもの。</p> <p>【申請内容概要】</p> <p>1. 徳山ダム管理所 適用除外する委員会指示事項：揖斐川上流部における魚類の採捕禁止 採捕する水産動物の種類及び量： 採捕禁止区域内に生息する魚類 10,000尾以内 採捕する区域： ・ 揖斐川町塚奥山地内の才谷合流点から上流の揖斐川及びその支派川 ・ 揖斐川町門入地内の黒谷合流点から上流の揖斐川支流西谷、黒谷及びその支派川 採捕の期間：令和5年4月1日から令和6年3月31日まで 漁具及び漁法：投網、タモ網、定置網、(潜水観察)</p> <p>2. 摂南大学農学部応用生物科学科 適用除外する委員会指示事項：揖斐川上流域における魚類の採捕禁止 採捕する水産動物の種類及び量： 採捕禁止指示区域に生息する魚類 (1,000尾以内) 採捕する区域：</p>

・揖斐川町（旧藤橋村）塚奥山地区の才谷合流点から上流の揖斐川及びその支流

・揖斐川町（旧藤橋村）門入地区の黒谷合流点から上流の揖斐川支流西谷川、黒谷及びその支流

採捕の期間：令和5年4月1日から令和5年12月31日まで

漁具及び漁法：竿釣り、エレクトロフィッシャー

3. 県環境生活政策課

適用除外する委員会指示事項：揖斐川上流域における魚類の採捕禁止

採捕する水産動物の種類及び量：

採捕禁止指示区域に生息する魚類、両生類、甲殻類（10,000尾以内）

採捕する区域：

・揖斐川町（旧藤橋村）塚奥山地区の才谷合流点から上流の揖斐川及びその支流

・揖斐川町（旧藤橋村）門入地区の黒谷合流点から上流の揖斐川支流西谷川、黒谷及びその支流

採捕の期間：許可日から令和6年2月29日まで

漁具及び漁法：投網、たも網、竿釣り、地びき網、セルビン、プランクトンネット

【申請業務の概要】

1. 徳山ダムの湛水化以降の生物相の把握と、湛水が魚類に及ぼす影響に関する調査であり、平成15年から継続実施されている。昨年の申請内容から採捕従事者の一部が転勤等により変更、採捕方法は、投網、たも網、定置網になっている。申請者は、漁場管理委員会指示の適用除外申請の他に、徳山ダム湖、他の支流を調査対象としており、徳山ダムから上流の区域を対象に岐阜県漁業調整規則第44条に規定する特別採捕許可を知事に申請している。

2. 本州中部以西に分布する溪流魚など在来魚類の分布・個体群調査を昨年度から実施している。漁場管理委員会指示の適用除外申請の他に、他の支流を調査対象としていることから、岐阜県漁業調整規則第44条に規定する特別採捕許可を知事に申請している。

3. 本州中部以西に分布する溪流魚など在来魚類の分布・個体群調査を今年度から実施する。漁場管理委員会指示の適用除外申請の他に、他の支流を調査対象としていることから、岐阜県漁業調整規則第44条に規

	<p>定する特別採捕許可を知事に申請している。</p> <p>【妥当性】</p> <p>本委員会指示は、徳山ダム建設に伴って自由漁場となった当該漁場において、水産資源が著しく減少するといった事態が生じたことから、平成15年から、保護すべき箇所を選定し水産動物の採捕禁止を指示したものの。本申請による調査は今後、当該漁場に漁業権を設定することになった場合に、漁場計画策定に係る科学的根拠になりうるものである。また、採捕魚等については徳山ダム管理所および摂南大学は全て放流、県環境生活政策課は一部を標本とする以外は放流することとしており、水産資源に悪影響を与えるものではない。</p>
すべての申請の承認を決定	
議第14号 制限漁法の統数指示の一部修正について	
事務局	<p>「制限漁法の統数指示」は令和4年度第3回の本会において議決されたが、その後、いくつかの漁協からの変更の要望等があり修正するもの。内共第12号の地獄網（11→2）、夜川網（49→25）、地びき網（6→2）の統数指示の減量、内共第14号のいしこびき網（15→5）、膝持網（1→0）、地びき網（5→2）の統数指示の減量、内共第25号のやなの統数指示の減量（1→0）、内共第33号は登り落を5統減量し（35→30）、あじめ笠を5統増やす（10→15）。内共第48号は、やなを1から2に増量するもの。</p>
原案のとおり可決	
議第15号 漁場計画について（諮問）	
事務局	<p>令和4年度第3回の本委員会で漁場計画（案）からの変更点を提示。内共第8号の河川名を菅瀬川から管瀬川への変更。内共第33号の漁業権魚種に「にじます」と「よしのぼり」を漁協からの要望により追加。内共第37号と38号の境界の地名修正。内共第48号地名に県名を追加。内共第49号は境界となる地点の表記修正。</p> <p>この漁場計画の河川管理者等である中部地方整備局、県河川課、砂防課、環境管理課、農地整備課、愛知県、富山県に協議結果を提示。中部地方整備局および富山県からは河川工事へ支障を及ぼさないことを条件とすること。さらに、中部地方整備局からは漁業権者に関係法令の順守について明記。その他の機関からの意見はなし。漁場計画に対するパブ</p>

	<p>リックコメントの意見および県の回答について説明。</p> <p>漁業権魚種のうち産業管理外来種の4漁業権への追加について水産庁が作成した管理指針とそれに従って実施した水産研究所と協議結果について説明。管理指針には、分布域の拡大を招く可能性のある利用に繋がるような第5種共同漁業の新たな免許は行わないことが望ましいとの記載。水産研究所からは、ニジマスについて、再生産は確認されるものの優占種とはなっていないこと。アマゴおよびイワナの産卵への影響への懸念が示された。留意点として、アマゴおよびイワナの産卵河川を避け、放流区間の限定、影響が懸念される場合は放流の中止等の措置の必要性が提示された。新規漁業権におけるニジマスの利用方法は、2件が特定釣り漁場での利用、2件が区域を限定した利用。</p> <p>今回の諮問は公聴会を受けて答申となることを説明。</p>
委員	<p>河川工事の影響が大きいので、これも議題として上げた方がいいのではないか。</p>
事務局	<p>本委員会は、漁業法に基づいて漁業に関する事項を処理するものであり、河川における工事は河川法に基づいて処理されている。個別の工事については、生態系や漁業への配慮や調整を河川管理者がすべきものと考えている。水産部局として河川管理者に対して漁業への配慮については申し入れを行っているが、個別の工事のあり方について本委員会で議論すべきとは考えていない。</p>
委員	<p>ニジマスについて、水産庁からの指針との整合性が取れないのではないか。産業管理外来種という位置づけからも管理釣り場等でなく自由水面への放流には配慮が必要ではないか。</p>
事務局	<p>ニジマスを漁業権魚種としている漁業権は約20件あり、ほぼすべてで自由水面への放流がなされている。水産研究所の提言もあったように、区間の限定等の利用の制限があった方がいいと部分もある。今回の漁場計画には追加できるように準備しているが、今後は議論すべき課題であると認識している。溪流魚の利用は今後、ゾーニング管理を目指しており、その中で整理していきたい。</p>
委員	<p>今後の管理の方法について、スケジュールも含めて提示していただきたい。</p>
事務局	<p>漁業権者も含め、議論を進めていきたい。</p>
委員	<p>自然工法など工事の際には配慮されていると思うが、漁業関係者からの本音が聞けていないのではないか。DXを利用すれば、様々な立場の人の意見が容易に集約できるのではないか。どこかで、川に対する意見を</p>

	集約する部署が必要。ニジマス利用についても、短期的には利用価値があるものの、長期的に見た場合どのような課題があるのかといった意見集約が必要。一つの川に対する意見を集約して判断できるような仕組み、組織づくりをお願いしたい。
事務局	ご意見として承る。
議第16号 公聴会の手続規定の一部改正について	
事務局	漁場計画の答申にあたり公聴会の開催が求められているが、漁業法の改正に伴い県公報による公示から、「インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする」と改めるもの。
原案のとおり可決	
公聴会の開催について	
事務局	事前に委員の予定から事務局で公聴会の開催案を作成。飛騨地域は令和5年4月18日の13時から、飛騨総合庁舎の厚生棟2階厚生1会議室で、岐阜地域は令和5年4月20日の10時から、県庁17階の1704会議室での開催を予定。各会場の対応委員及び会長職務代理者について説明。
原案のとおり可決	
協議第8号 増殖指針の一部修正について	
事務局	令和4年度第3回の本委員会で増殖指針を協議したが、その後、先ほど議第14号で議決した制限漁法の統数の変更があり、それに伴う増殖指針の変更。内共第12号、14号、25号、50号が変更。
委員	変更について意見はないものの、各地でいろいろな漁法が減ってきているが、この減少理由として担い手の減少なのが、魚が取れないのか、増殖量の減少などあると思うが、その理由は把握できているか。
事務局	組合員の減少が主な要因であると考えている。組合員も高齢化が進み、新規参入が少ないことにより、行使数も減少している。
委員	これに対して、県としての取り組みはあるのか。維持すべきものと考えているのか、仕方ないことと考えているのか。
事務局	すべての漁法については難しいかもしれないが、世界農業遺産の一部として瀬張り網漁など一部の漁法の後継者育成については、県からの支援も含め取組を検討している。
参考人	新聞等で報告されているように、北海道大学の研究でヤマメは放流に

	<p>よって長期的に魚類群集全体の種数や密度を低下させることが報告された。種苗放流は効率が悪い認識はあるものの、魚を減らすことは想定していなかった。この研究では、環境収容力を超えて大量に放流すると競争によって対象魚も含め他の魚類も減少させると述べられている。長期間、漁協で放流を実施してきたものとしては、これは真実であると感じている。令和6年からの指示数量は、金額に置き換えられているが、指針の金額が過去の稚魚放流から算出されている。この研究結果からは、放流よりも環境収容力を上昇させるような環境整備に使うべきと考えられる。漁協収入が増加していない中で、漁協に環境整備に利用できる余裕はない。そのため、指示数量は最低限の増殖金額として、漁協が環境整備に資産を利用できるようにしていただきたい。水産庁からも環境整備をしてから放流するようにと指導されているが、環境整備は増殖には認められないことになっていることから、指示数量は最低限の増殖金額にできないか。委員会の中で議論していただきたい。</p>
事務局	<p>金額での指示にしたのは、漁協が漁場に応じて選択できるようにするためである。魚種や漁場の環境収容力に合わせて放流を実施していただきたい。一方で、漁業法の中で漁業権の免許の要件として増殖が必須となっている。増殖の定義は水産庁が決めており、環境整備は増殖には認められていない。今回の御意見は、国の方へ具申したいと考えている。</p>
参考人	<p>増殖量は国が決めるのではなく、県と本委員会ではないか。この増殖量を最低限にしてほしいという要望である。今まで、多く放流している漁協の増殖量が多くなっているの、これを減らすことで環境整備に資産を回せるのではないか。</p>
事務局	<p>増殖量は遊漁料収入と関係しており、増殖量を減らすと遊漁料のバランスが必要となると考えている。内容を整理して検討する。</p>
会長	<p>参考人の意見を参考に検討するように。</p>
<p>報告事項 委員会指示におけるしじみ漁の漁獲報告について</p>	
事務局	<p>令和3年第4回の本委員会による指示により県内漁場で船舶を用いてしじみ搔き漁法などの底引き網漁を操業しようとする者は、使用する漁船ごとに岐阜県内水面漁場管理委員会に届け出るとともに、漁獲量を報告する必要があり、その途中経過。23件の届出があり、小型機船底引き網漁でシジミが漁獲。今後、速やかに知事許可漁業へ移行するため、令和5年4月20日の岐阜地域の公聴会の開催後、同じ会場で令和5年の第1回の本委員会を開催し、その場で制限措置の諮問を行う計画。制限措置は、船舶の数、操業区域、漁業時期、漁業者の資格等を定めるも</p>

	の。制限措置を公示したのちに、知事許可漁業の受付を開始する予定。
意見なし	
報告事項 個人情報保護法の改正に伴う岐阜県内水面漁場管理委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の制定について	
参 考 人	令和5年4月1日に改正個人情報保護法が施行されるため、岐阜県内水面漁場管理委員会の「個人情報に係る岐阜県個人情報保護条例の施行に関する規程について改正し、以前の規定を廃止するもの。
意見なし	
閉 会	
事 務 局	会長が挨拶し、閉会を宣言。